

第 3 部 災害復旧・復興計画

第1節 激甚災害の指定

激甚災害の指定は、「第2編地震災害対策編 第3部災害復旧・復興計画 第1節 激甚災害の指定」(P263)に準じて行う。

第2節 公共施設の災害復旧

公共施設の災害復旧は、「第2編地震災害対策編 第3部災害復旧・復興計画 第2節公共施設の災害復旧」(P265)に準じて行う。

第3節 災害復興の基本方針

災害復興の基本方針は、「第2編地震災害対策編 第3部災害復旧・復興計画 第3節災害復興の基本方針」(P267)に準じて行う。

第4節 市街地の復興

市街地の復興は、「第2編地震災害対策編 第3部災害復旧・復興計画 第4節市街地の復興」(P272)に準じて行う。

第5節 都市施設等の復旧計画

都市施設等の復旧計画は、「第2編地震災害対策編 第3部災害復旧・復興計画 第5節都市施設等の復旧計画」(P274)に準じて行う。

第6節 生活支援相談の実施

生活支援相談の実施は、「第2編地震災害対策編 第3部災害復旧・復興計画 第6節生活支援相談の実施」(P276)に準じて行う。

第7節 被災者のメンタルケア

被災者のメンタルケアは、「第2編地震災害対策編 第3部災害復旧・復興計画 第7節被災者のメンタルケア」(P277)に準じて行う。

第8節 生活再建支援

被災者の生活再建支援については、「第2編地震災害対策編 第3部災害復旧・復興計画 第8節生活再建支援」(P279)に準じて行う。

第9節 町税の減免等

町税の減免等は、「第2編地震災害対策編 第3部災害復旧・復興計画 第9節町税の減免等」(P283)に準じて行う。

第10節 地域経済復興支援

地域経済復興支援は、「第2編地震災害対策編 第3部災害復旧・復興計画 第10節地域経済復興支援」(P284)に準じて行う。

